

神戸市火災予防規則の一部改正(案)の改正概要

1 改正目的

各届出書の添付図面の省力化などによって、市民の利便性を向上させるとともに、安全で効率的な消防業務（消火活動、防火査察等）を推進するため、改正を行います。

2 改正理由

(1) 工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等工事計画届出書の届出に係る添付書類の省略

上記届出書に添付する図書については、一定の場合にはその添付を省略することができることとなっていますが、この省略の可否を判断する主体が規定上明らかでなかったため、これを「届出先となる消防長又は消防署長」と定めます。

(2) 防火対象物使用開始届出書の添付書類に関する項目追加

平成29年2月に埼玉県三芳町倉庫火災が発生し、鎮火まで約12日間を要しました。この火災に関して「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会（事務局：消防庁・国土交通省）」が開催され、「防火区画が適切に形成されなかった。」等が報告されました。

これを受け、通常実施している査察をより効率的に実施し、また、火災発生時の効率的な消防活動のため、神戸市火災予防規則第12条第1項第9号に規定する届出書に添付する書類について、「防火区画に関する図面」を追加します。

(3) 電磁的記録媒体による添付書類の提出

工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等工事計画届出書並びに防火対象物使用開始届出書の添付図書について、市民の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化のため、電磁的記録を保存した電磁的記録媒体による提出が可能とするように改正を行います。

(4) 防火対象物使用開始届出書及び消防用設備等設置計画届出書の様式変更

建築基準法や消防関係法令の改正に対応した内容への整理を実施するとともに、市民の利便性の向上を図るため、枠の調整、必須事項や文言の整理等、様式の一部を改正します。

3 施行期日

平成31年4月1日(月) (予定)